

# 1 中間前金払制度の導入

## 1 制度の内容

竹原市が発注する工事の請負代金の支払いに関し、次の要件を満たす場合に、請負者の請求に基づき、現行の前払金（請負代金の4割以内）に追加して、さらに2割以内の前金払を行います。

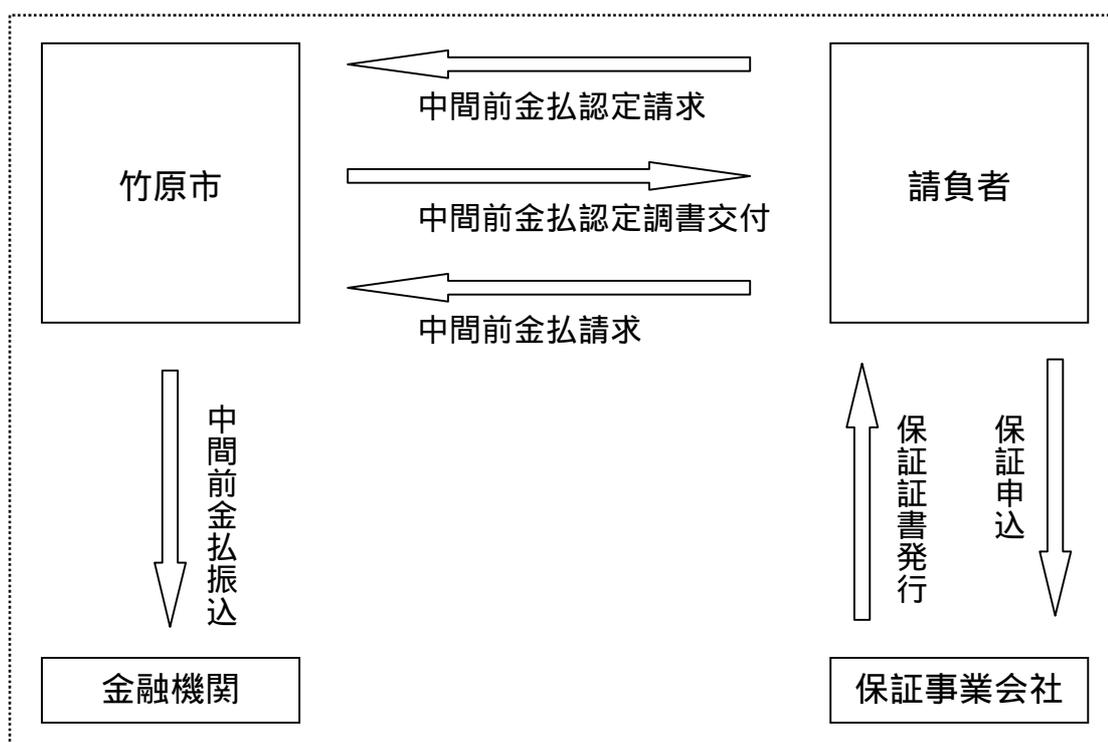
《中間前金払の要件》

- (1) 当初の前金払を受領していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (4) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

## 2 対象となる工事

前金払と同額の設計金額が130万円以上の工事を対象とします。

## 3 中間前金払の流れ



#### 中間前金払認定請求

請負者は、竹原市に対して、中間前金払の認定請求をします。この場合、中間前金払の要件を確認するため、工事履行報告書を添付する必要があります。

#### 中間前金払認定調書交付

竹原市は、請負者からの中間前金払認定請求に基づき、支払要件を満たしているかを調査します。要件を満たしている場合には、請負者に中間前金払認定調書を交付します。

#### 保証申込

請負者は、中間前金払認定調書を添えて、保証事業会社に保証を申し込みます。

#### 保証証書発行

保証事業会社は、請負者に中間前金払保証証書を発行します。

#### 中間前金払請求

請負者は、請求書に保証証書を添えて、竹原市に中間前金払を請求します。

#### 中間前金払振込

竹原市は、請求を受けた日から 14 日以内に、中間前払金を請負者の前金払専用口座に振り込みます。

### 4 中間前金払又は部分払の選択

竹原市では、設計金額が 1,000 万円以上で工期が 3 ヶ月を超える工事のうち必要と認めるものについては、部分払を行っています。

部分払の対象となる工事を請け負う時は、契約締結時に「中間前金払」又は「部分払」のいずれかを請負者が選択することになります。契約締結後は、変更することができないので注意してください。

#### 【工事請負代金の支払パターン】

設計金額	前金払	中間前金払	部分払	完成払
130 万円未満	×	×	×	10 割
130 万円以上 1,000 万円未満	4 割	2 割	×	4 割
1,000 万円以上 で工期 3 ヶ月超	4 割	2 割	×	4 割
		×	出来形相当額	残額

} 請負者が選択

### 5 適用時期

平成 21 年 6 月 1 日以降に入札通知する工事から適用します。